

かけ猫活動の目的と

捨て猫防止のお願い

本学が実施している、かけ猫活動の目的は **学内で繁殖して増えてしまった猫を適切に維持管理し、学内の衛生環境を維持すること** です。

かけ猫活動としては、**捨て猫・迷い猫・子猫の保護、引き取り、里親の斡旋等は、一切実施しておりません。**

万が一、本学内に猫を捨てて行かれた場合は、**警察及び保健所に届出いたします。**

(猫に限らず、他の動物を捨てて行かれた場合も、同様の対応を実施します。)

愛護動物の遺棄は犯罪であり、「動物の愛護及び管理に関する法律 第44条 第3項」により 100万円以下の罰金が科されます。